

水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等に係る環境省 告示について

(新規 1 項目追加)

【水生生物保全環境基準について】

環境省より平成 25 年 3 月 27 日、環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目の追加について告示がありました（平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号）。本告示は、中央環境審議会から環境大臣への答申「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第二次答申）」（平成 24 年 12 月 27 日）を踏まえたものです。

改正内容は次のとおりです。

公共用水域において、新たに水生生物保全環境基準の項目として、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の追加。

環境省告示第 30 号 平成 25 年 3 月 27 日改正

【改定の概要】

環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準については、現在までに亜鉛、ノニルフェノールが項目として定められておりましたが、公共用水域において新たに水生生物保全環境基準の項目として、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が追加となります。

【施行期日】 平成25年3月27日

項目	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	水域
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	河川及び湖沼
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.02mg/L 以下	
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.05mg/L 以下	
	生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.04mg/L 以下	
	生物 A	水生生物の生息する水域	0.01mg/L 以下	海域
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.006mg/L 以下	

当センターでは、追加された項目を含め、すべての項目について最新の測定機器を導入し、測定できる体制を確立しております。詳細についてはご相談ください。

< 指定・登録 >

水道法第20条第3項検査機関登録	厚労省登録第16号
水道法第34条の2第2項検査機関登録	厚省労登録第22号
食品衛生法に基づく検査機関登録	厚労省発関厚第0122004号
薬事法に基づく試験検査機関登録	厚労省登録第164号
作業環境測定指定登録機関	千葉県労働局12-18号
計量証明事業登録機関(濃度)	千葉県第507号
計量証明事業登録機関(音圧レベル)	千葉県第566号
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)	千葉県第608号
計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)	千葉県特第003号
建築物飲料水水質検査業登録機関	千葉市29水第4号

< 各種検査の問い合わせ >

飲料水・環境検査	Tel:043-242-5940、242-3833
食品薬品検査	Tel:043-205-8225
簡易専用水道	Tel:043-203-1066

< 交 通 >

(本部・環境検査・簡易専用水道)



〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目12番11号
JR千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩7分
JR京葉線千葉みなと駅から徒歩7分

(食品薬品部・緑の森研究所)



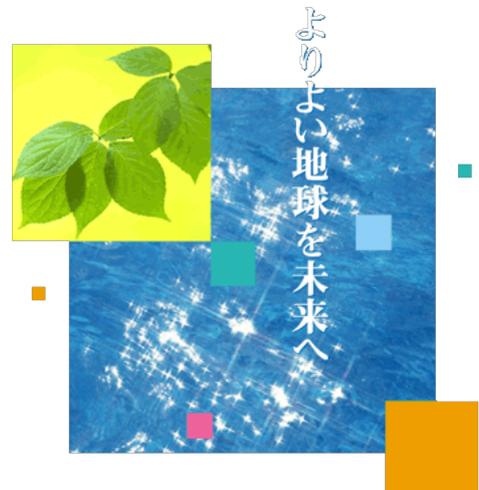
〒267-0056 千葉市緑区大野台2丁目3番36
JR外房線土気駅よりタクシー10分
お車の場合、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジ下車2分

環境関連情報

—水生生物の保全に係る

水質環境基準の項目追加等に係る

環境省告示について—



一般財団法人
千葉県薬剤師会検査センター

<http://www.chiba-kensacenter.or.jp/>

Technical News No.1905